

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の<u>解体等工事</u>に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の<u>解体等工事</u>に係る石綿の飛散の防止 <u>第62条の2から第62条の6まで 削除</u> <u>（削る）</u>	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の<u>解体等作業</u>に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の<u>解体等作業</u>に係る石綿の飛散の防止 <u>（石綿含有建築材料）</u> <u>第62条の2 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料で当該建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1パーセントを超えるものとする。</u> <u>（1）吹付け石綿</u> <u>（2）石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）</u> <u>（3）石綿を含有する板状に成形された建築材料（前号に掲げるものを除く。以下「石綿含有成形板」という。）</u> <u>（事前調査における調査事項）</u> <u>第62条の3 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>（1）石綿含有建築材料の使用の有無</u> <u>（2）石綿含有建築材料が使用される場合にあっては、その種類並びに種</u>

改正後	改正前
<u>(削る)</u>	<u>類ごとの使用面積及び使用箇所</u> <u>(事前調査の方法)</u> 第62条の4 <u>条例第67条の2第1項の規定による調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。</u> <u>(1) 設計図書その他の資料の確認</u> <u>(2) 目視による確認</u>
<u>(削る)</u>	2 <u>解体等作業を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、前項各号に掲げる方法によっては建築物等における石綿含有建築材料の使用の有無等を確認することができないときは、市長が別に定める方法により、当該建築物等の建築材料の一部を試料として採取し、当該試料中の石綿の含有の状況を分析することにより前条各号に掲げる事項について調査を行うものとする。ただし、解体等作業を伴う建設工事を施工するに当たり、当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとして石綿の飛散の防止の措置を講ずる場合は、この限りでない。</u> <u>(事前調査結果の保存を要する建設工事)</u>
<u>(削る)</u>	第62条の5 <u>条例第67条の2第2項に規定する規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。</u> <u>(1) 石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）が使用されている建築物等の解体等作業を伴う建設工事</u> <u>(2) 石綿含有成形板が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事</u> <u>(3) 石綿含有建築材料が使用されていない建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事</u> <u>(事前調査結果の保存期間)</u>
<u>(削る)</u>	第62条の6 <u>条例第67条の2第2項に規定する規則で定める期間は、建築物等の解体等作業が完了した日から起算して3年間とする。</u>

改正後	改正前
(事前調査結果の届出を要する<u>特定工事</u>) 第62条の7 条例<u>第67条の2第1項</u>に規定する規則で定める<u>特定工事</u>は、<u>次に掲げる特定工事</u>とする。 <u>(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事</u> <u>(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事</u> (事前調査結果届出書) 第62条の8 条例<u>第67条の2第1項又は第2項</u>の規定による届出は、事前調査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。 (周辺住民への周知) 第62条の9 <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> 条例<u>第67条の3</u>に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が<u>特定粉じん排出等作業</u>を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをい	(事前調査結果の届出を要する<u>建設工事</u>) 第62条の7 条例<u>第67条の2第3項</u>に規定する規則で定める<u>建設工事</u>は、<u>第62条の5第1号又は第2号に掲げる建設工事</u>とする。 (事前調査結果届出書) 第62条の8 条例<u>第67条の2第3項又は第4項</u>の規定による届出は、事前調査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。 (周辺住民への周知) 第62条の9 <u>条例第67条の3第1項の規定による表示は、縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を設置することにより行わなければならない。</u> <u>2 前項に規定する掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</u> <u>(1) 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 石綿含有建築材料の種類</u> <u>(3) 石綿含有建築材料の使用の有無について調査を行った年月日</u> <u>3 条例第67条の3第1項の規定による表示は、特定排出等工事の期間中、行わなければならない。</u> <u>4 条例第67条の3第2項</u>に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が<u>石綿排出等作業</u>を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをい

改正後	改正前
う。 第62条の10 <u>削除</u> (実施の届出を要しない<u>特定粉じん排出等作業</u>) 第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める<u>特定粉じん排出等作業</u>は、<u>特定建築材料(石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。)</u>が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。))の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。)の解体の作業であって当該<u>特定建築材料</u>の使用面積の合計が500平方メートル以上であるものの以外のものであるものとする。 (石綿排出等作業実施届出書)	う。 <u>(作業実施基準)</u> 第62条の10 <u>条例第67条の4第1項の作業実施基準は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 次に掲げる事項を遵守して石綿排出等作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有成形板を除去するか、又は石綿の飛散を防止する上でこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</u> <u>ア 特定排出等工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置すること。</u> <u>イ 石綿含有成形板を湿潤化して除去すること。</u> <u>ウ 原則として手作業により原形を保ったまま除去すること。</u> <u>(2) 石綿含有成形板が使用されている建築物(解体の作業に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う建設工事にあつては、当該石綿排出等作業の期間中、次に掲げる事項を記載した縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上の掲示板を、公衆の見やすい箇所に設置すること。</u> <u>ア 特定排出等工事を施工する事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u> <u>イ 石綿排出等作業の実施の期間</u> <u>ウ 石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容</u> <u>エ 現場責任者の氏名及び連絡先</u> (実施の届出を要しない<u>石綿排出等作業</u>) 第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める<u>石綿排出等作業</u>は、<u>石綿含有建築材料(石綿含有成形板に限る。)</u>が使用されている建築物(当該建築物(解体の作業に係る部分に限る。))の床面積の合計が80平方メートル以上である<u>解体の作業を伴う建設工事に係る</u>ものに限る。)の解体の作業であって当該<u>石綿含有成形板</u>の使用面積の合計が500平方メートル以上であるものの以外のものであるものとする。 (石綿排出等作業実施届出書)

改正後	改正前
第62条の12 条例第67条の5第1項又は第2項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書（第25号様式の3）により行うものとする。 2 条例第67条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 (2) 石綿排出等作業の工程を明示した<u>特定工事</u>の工程の概要 (3) 注文者の氏名又は名称 (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先 (5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先 (石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者) 第62条の13 条例第67条の6第1項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る<u>特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等を除く。）</u>の使用面積の合計が50平方メートル以上であるものを伴う<u>特定工事</u>を施工する事業者とする。 (石綿濃度測定計画届出書) 第62条の14 条例第67条の6第1項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書（第25号様式の4）により行うものとする。 (石綿の濃度の測定) 第62条の15 条例第67条の6第2項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法（平成元年環境庁告示第93号）別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。 2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。 (石綿濃度測定結果報告書)	第62条の12 条例第67条の5第1項又は第2項の規定による届出は、石綿排出等作業実施届出書（第25号様式の3）により行うものとする。 2 条例第67条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 (2) 石綿排出等作業の工程を明示した<u>特定排出等工事</u>の工程の概要 (3) 注文者の氏名又は名称 (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先 (5) 下請負人が石綿排出等作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先 (石綿の濃度の測定計画を届け出るべき事業者) 第62条の13 条例第67条の6第1項に規定する規則で定める事業者は、作業に係る<u>石綿含有建築材料（石綿含有成形板を除く。）</u>の使用面積の合計が50平方メートル以上であるものを伴う<u>特定排出等工事</u>を施工する事業者とする。 (石綿濃度測定計画届出書) 第62条の14 条例第67条の6第1項の規定による届出は、石綿濃度測定計画届出書（第25号様式の4）により行うものとする。 (石綿の濃度の測定) 第62条の15 条例第67条の6第2項の規定による石綿の濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法（平成元年環境庁告示第93号）別表に掲げる方法その他市長が適当と認める方法により実施するものとする。 2 前項に規定する石綿の濃度の測定は、市長が別に定める測定回数及び地点により行うものとする。 (石綿濃度測定結果報告書)

改正後	改正前
第62条の16 条例第67条の6第2項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書（第25号様式の5）により行うものとする。 （作業完了報告書） 第62条の17 条例第67条の7の規定による報告は、作業完了報告書（第25号様式の6）により行うものとする。 （<u>特定工事</u>を施工する事業者等の公表） 第62条の18 条例第67条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 違反の事実 （3） 勧告の内容 （4） その他市長が必要と認める事項	第62条の16 条例第67条の6第2項の規定による報告は、石綿濃度測定結果報告書（第25号様式の5）により行うものとする。 （作業完了報告書） 第62条の17 条例第67条の7の規定による報告は、作業完了報告書（第25号様式の6）により行うものとする。 （<u>特定排出等工事</u>を施工する事業者等の公表） 第62条の18 条例第67条の10第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） 違反の事実 （3） 勧告の内容 （4） その他市長が必要と認める事項

改正後				改正前			
別表第13（第19条、第49条、第57条関係）				別表第13（第19条、第49条、第57条関係）			
騒音の規制基準				騒音の規制基準			
事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。				事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。			
(単位 デシベル)				(単位 デシベル)			
時間		午前6時から午		時間		午前6時から午	
	午前8時から午	前8時まで及び	午後11時から午		午前8時から午	前8時まで及び	午後11時から午
地域	後6時まで	午後6時から午	前6時まで	地域	後6時まで	午後6時から午	前6時まで
第一種低層住居専用地域	50	45	40	第一種低層住居専用地域	50	45	40
第二種低層住居専用地域				第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域				第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域				第二種中高層住居専用地域			
田園住居地域							
第一種住居地域	55	50	45	第一種住居地域	55	50	45
第二種住居地域				第二種住居地域			
準住居地域				準住居地域			
近隣商業地域	65	60	50	近隣商業地域	65	60	50
商業地域				商業地域			
準工業地域				準工業地域			
工業地域	70	65	55	工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65	工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45	その他の地域	55	50	45
備考				備考			
1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第				1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第			

改正後	改正前
一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、<u>「田園住居地域」</u>、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。 2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。 4 騒音の測定の方法は、規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 （1） 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値 （2） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値 （3） 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値 （4） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団	一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。 2 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。 4 騒音の測定の方法は、規格Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 （1） 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値 （2） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値 （3） 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値 （4） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団

改正後

地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の許容限度（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、 $S + S' / 2$ とする。

7 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される騒音の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第19条、第49条関係）

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 デシベル）

時間	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域	60	55
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
田園住居地域		

改正前

地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の許容限度（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、 $S + S' / 2$ とする。

7 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される騒音の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第19条、第49条関係）

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 デシベル）

時間	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域	60	55
第二種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		

改正後				改正前			
第一種住居地域	65	55		第一種住居地域	65	55	
第二種住居地域				第二種住居地域			
準住居地域				準住居地域			
近隣商業地域	65	60		近隣商業地域	65	60	
商業地域				商業地域			
準工業地域				準工業地域			
工業地域	70	60		工業地域	70	60	
工業専用地域	70	65		工業専用地域	70	65	
その他の地域	65	55		その他の地域	65	55	
備考				備考			
1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、<u>「田園住居地域」</u>、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、<u>田園住居地域</u>、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。 2 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の				1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。 2 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のために造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の			

改正後	改正前																																
敷地境界線上の地点とする。 5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。 (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。 ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所 ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所 (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。 (単位 デシベル) <table> <tr> <th>指示値の差</th><th>補正値</th></tr> <tr> <td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>5</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>1</td></tr> <tr> <td>7</td><td></td></tr> <tr> <td>8</td><td></td></tr> <tr> <td>9</td><td></td></tr> </table> 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間	指示値の差	補正値	3	3	4	2	5		6	1	7		8		9		敷地境界線上の地点とする。 5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。 (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。 ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所 ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所 (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。 (単位 デシベル) <table> <tr> <th>指示値の差</th><th>補正値</th></tr> <tr> <td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>4</td><td>2</td></tr> <tr> <td>5</td><td></td></tr> <tr> <td>6</td><td>1</td></tr> <tr> <td>7</td><td></td></tr> <tr> <td>8</td><td></td></tr> <tr> <td>9</td><td></td></tr> </table> 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間	指示値の差	補正値	3	3	4	2	5		6	1	7		8		9	
指示値の差	補正値																																
3	3																																
4	2																																
5																																	
6	1																																
7																																	
8																																	
9																																	
指示値の差	補正値																																
3	3																																
4	2																																
5																																	
6	1																																
7																																	
8																																	
9																																	

改正後	改正前
隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度が当該隣接する地域の許容限度より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、当該事業所の属する地域の許容限度から5デシベルを減じたものとする。 8 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される振動の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。 9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。	隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の許容限度が当該隣接する地域の許容限度より大きいときの当該事業所に適用される許容限度は、当該事業所の属する地域の許容限度から5デシベルを減じたものとする。 8 事業所が属する地域又は事業所が隣接する他の地域の変更により、当該事業所に適用される振動の許容限度が従前の許容限度より小さい値となる場合にあっては、当該事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。 9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

改正後				改正前			
第2号様式（1面）				第2号様式（1面）			
指定事業所概要書				指定事業所概要書			
業 種 作 業 工 程				業 種 作 業 工 程			
主要な生産品及びその生産量		主 要 な 生 産 品	生 産 量	主要な生産品及び(※)その生産量		主 要 な 生 産 品	生 産 量
比 域		☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第二種中高層住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ その他の地域		比 域		☐ 第一種低層住居専用地域 ☐ 第二種低層住居専用地域 ☐ 第一種中高層住居専用地域 ☐ 第二種中高層の住居専用地域 ☐ 第一種住居地域 ☐ 第二種住居地域 ☐ 準住居地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 商業地域 ☐ 準工業地域 ☐ 工業地域 ☐ 工業専用地域 ☐ その他の地域	
規 模		資本金又は出資金	事業所の従業員数	敷 地 面 積	建 物 の 床 面 積		
		千円	人	m ²	m ²		
敷地・建物等の状況	指定事業所の位置及び周辺の状況 敷地内における建物等の配置状況 建物工事の種類及び工事予定期間 建物等の構造及び規模	☐ 新築 ☐ 増改築 年 月 日 ～ 年 月 日					
不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う場合にあっては、その作業の状況				不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う場合にあっては、その作業の状況			
備考 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。				備考 □のある欄には、該当する□内にレ印を記載してください。			

改正後	改正前																																																
第25号様式の2	第25号様式の2																																																
事前調査結果届出書	事前調査結果届出書																																																
年 月 日	年 月 日																																																
(宛先) 川崎市長	(宛先) 川崎市長																																																
郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)																																																
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(昭和56年法律第123号)の規定により、次のとおり届出します。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(昭和56年法律第123号)の規定により、次のとおり届出します。																																																
<table><tr><td>施設等の名称</td><td></td></tr><tr><td>施設等の場所</td><td></td></tr><tr><td>施設等の期日</td><td>年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>施設等の対象床面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>事前調査実施</td><td>年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>施設等(建築物)の構造及び使用目的</td><td> □吹付け石膏 □石膏を含有する断熱材、保温材及び防火被覆材 □断熱材を含有する被覆材 □断熱材を含有する被覆材 (詳細は別表のとおり) 合計 m² m² m² m² m² </td></tr><tr><td>建築物等の概要</td><td> □建築物 構造・階数 建築年月日 □その他工作物 </td></tr><tr><td>出発者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td>届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</td><td>電話番号 氏名</td></tr><tr><td>他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>電話番号 氏名又は名称</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	施設等の名称		施設等の場所		施設等の期日	年 月 日～ 年 月 日	施設等の対象床面積	m ²	事前調査実施	年 月 日～ 年 月 日	施設等(建築物)の構造及び使用目的	□吹付け石膏 □石膏を含有する断熱材、保温材及び防火被覆材 □断熱材を含有する被覆材 □断熱材を含有する被覆材 (詳細は別表のとおり) 合計 m² m² m² m² m²	建築物等の概要	□建築物 構造・階数 建築年月日 □その他工作物	出発者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号 氏名	他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先	電話番号 氏名又は名称	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号	<table><tr><td>施設等の名称</td><td></td></tr><tr><td>施設等の場所</td><td></td></tr><tr><td>施設等の期日</td><td>年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>施設等(建築物)の構造及び対象床面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>事前調査実施</td><td>年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>施設等(建築物)の構造及び使用目的</td><td> □吹付け石膏 □石膏を含有する断熱材、保温材及び防火被覆材 □断熱材を含有する被覆材 □断熱材を含有する被覆材 (詳細は別表のとおり) 合計 m² m² m² m² m² </td></tr><tr><td>建築物等の概要</td><td><table><tr><td>□建築物</td><td>構造・階数</td></tr><tr><td>建築年月日</td><td></td></tr></table></td></tr><tr><td>出発者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td>届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</td><td>電話番号 氏名</td></tr><tr><td>他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>電話番号 氏名又は名称</td></tr><tr><td>連絡先</td><td> □特番 担当部署 担当者氏名 電話番号 </td></tr></table>	施設等の名称		施設等の場所		施設等の期日	年 月 日～ 年 月 日	施設等(建築物)の構造及び対象床面積	m ²	事前調査実施	年 月 日～ 年 月 日	施設等(建築物)の構造及び使用目的	□吹付け石膏 □石膏を含有する断熱材、保温材及び防火被覆材 □断熱材を含有する被覆材 □断熱材を含有する被覆材 (詳細は別表のとおり) 合計 m² m² m² m² m²	建築物等の概要	<table><tr><td>□建築物</td><td>構造・階数</td></tr><tr><td>建築年月日</td><td></td></tr></table>	□建築物	構造・階数	建築年月日		出発者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号 氏名	他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先	電話番号 氏名又は名称	連絡先	□特番 担当部署 担当者氏名 電話番号
施設等の名称																																																	
施設等の場所																																																	
施設等の期日	年 月 日～ 年 月 日																																																
施設等の対象床面積	m ²																																																
事前調査実施	年 月 日～ 年 月 日																																																
施設等(建築物)の構造及び使用目的	□吹付け石膏 □石膏を含有する断熱材、保温材及び防火被覆材 □断熱材を含有する被覆材 □断熱材を含有する被覆材 (詳細は別表のとおり) 合計 m² m² m² m² m²																																																
建築物等の概要	□建築物 構造・階数 建築年月日 □その他工作物																																																
出発者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称																																																
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号 氏名																																																
他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先	電話番号 氏名又は名称																																																
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																																																
施設等の名称																																																	
施設等の場所																																																	
施設等の期日	年 月 日～ 年 月 日																																																
施設等(建築物)の構造及び対象床面積	m ²																																																
事前調査実施	年 月 日～ 年 月 日																																																
施設等(建築物)の構造及び使用目的	□吹付け石膏 □石膏を含有する断熱材、保温材及び防火被覆材 □断熱材を含有する被覆材 □断熱材を含有する被覆材 (詳細は別表のとおり) 合計 m² m² m² m² m²																																																
建築物等の概要	<table><tr><td>□建築物</td><td>構造・階数</td></tr><tr><td>建築年月日</td><td></td></tr></table>	□建築物	構造・階数	建築年月日																																													
□建築物	構造・階数																																																
建築年月日																																																	
出発者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称																																																
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	電話番号 氏名																																																
他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先	電話番号 氏名又は名称																																																
連絡先	□特番 担当部署 担当者氏名 電話番号																																																
備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。	備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。																																																
2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名をすることができます。	2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することによって、本人(法人にあってはその代表者)が署名をすることができます。																																																

改正後

付表

	使用箇所	建物の種類	使用面積 (㎡)	事前調査の方法 気象庁気象研究所利用(第3回)※
★付ける部				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
	合計			
				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
	合計			
				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
★調査する部				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
	合計			
				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
	合計			
				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
★調査しない部				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
	合計			
				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな
	合計			
				☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな ☐ 設計図書等 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ みな

備考 1 建築物等の対象となる建築物等の平面の見取図を添付し、見取図は、主要な及び特 建築材料の使用箇所を記入してください。

2 指定した様式で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に記載されているものとします。

改正前

付表

	使用箇所	建材の種類	使用面積（㎡）	事前調査の方法	
				条例施行規則第62条の4	
交付済の戸籍				戸籍第1項第1号	戸籍第1項第2号
				戸籍第2項本文	戸籍第2項ただし書
				戸籍第3項本文	戸籍第3項ただし書
				戸籍第4項本文	戸籍第4項ただし書
				戸籍第5項本文	戸籍第5項ただし書
				戸籍第6項本文	戸籍第6項ただし書
	合計				
戸籍を提出する場合は、温度及び耐火性能				戸籍第1項第1号	戸籍第1項第2号
				戸籍第2項本文	戸籍第2項ただし書
				戸籍第3項本文	戸籍第3項ただし書
				戸籍第4項本文	戸籍第4項ただし書
				戸籍第5項本文	戸籍第5項ただし書
				戸籍第6項本文	戸籍第6項ただし書
				戸籍第7項本文	戸籍第7項ただし書
				戸籍第8項本文	戸籍第8項ただし書
				戸籍第9項本文	戸籍第9項ただし書
		合計			
戸籍を提出しない場合は、温度及び耐火性能				戸籍第1項第1号	戸籍第1項第2号
				戸籍第2項本文	戸籍第2項ただし書
				戸籍第3項本文	戸籍第3項ただし書
				戸籍第4項本文	戸籍第4項ただし書
				戸籍第5項本文	戸籍第5項ただし書
				戸籍第6項本文	戸籍第6項ただし書
				戸籍第7項本文	戸籍第7項ただし書
				戸籍第8項本文	戸籍第8項ただし書
				戸籍第9項本文	戸籍第9項ただし書
		合計			

備考 1 地方自治法第10条の対象となる建築物等の部分が、我國を添付し、且、我國は、'表'に及び有様(電
 子表示)の用紙面を記入してください。

2 指定記入欄で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の
 欄は、最後の表に表示されているものとします。

改正後	改正前																																																						
第25号様式の3	第25号様式の3																																																						
石綿排出等作業実施届出書	石綿排出等作業実施届出書																																																						
年 月 日	年 月 日																																																						
(施主) 川崎工業	(施主) 川崎工業																																																						
郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)																																																						
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の5第1項又は第2項の規定により、次のとおり届出ます。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の3第1項又は第2項の規定により、次のとおり届出ます。																																																						
<table><tr><td>石綿排出等作業の名称</td><td></td></tr><tr><td>石綿排出等作業の場所</td><td></td></tr><tr><td>石綿排出等作業の実施の期間</td><td>年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>対象建築物の名称及び使用箇所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>対象建築物の使用面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>石綿排出等作業の方法</td><td>川紙のとおり</td></tr><tr><td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要</td><td><table><tr><td>☐建築物</td><td>構造・階数</td><td rowspan="2">m²</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他工作物</td></tr></table></td></tr><tr><td>施主者の氏名又は名称</td><td>氏名</td></tr><tr><td>届出をする者の現場責任者の氏名及び住所</td><td>氏名 電話番号</td></tr><tr><td>下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所</td><td>氏名 電話番号</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	石綿排出等作業の名称		石綿排出等作業の場所		石綿排出等作業の実施の期間	年 月 日～ 年 月 日	対象建築物の名称及び使用箇所	見取図のとおり	対象建築物の使用面積	m ²	石綿排出等作業の方法	川紙のとおり	石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	<table><tr><td>☐建築物</td><td>構造・階数</td><td rowspan="2">m²</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他工作物</td></tr></table>	☐ 建築物	構造・階数	m ²	☐ その他工作物		施主者の氏名又は名称	氏名	届出をする者の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号	下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号	<table><tr><td>石綿排出等作業の名称</td><td></td></tr><tr><td>石綿排出等作業の場所</td><td></td></tr><tr><td>石綿排出等作業の実施の期間</td><td>年 月 日～ 年 月 日</td></tr><tr><td>対象建築物の名称及び使用箇所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>対象建築物の使用面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>石綿排出等作業の方法</td><td>川紙のとおり</td></tr><tr><td>石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要</td><td><table><tr><td>☐建築物</td><td>構造・階数</td><td rowspan="2">m²</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他工作物</td></tr></table></td></tr><tr><td>施主者の氏名又は名称</td><td>氏名</td></tr><tr><td>届出をする者の現場責任者の氏名及び住所</td><td>氏名 電話番号</td></tr><tr><td>下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所</td><td>氏名 電話番号</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	石綿排出等作業の名称		石綿排出等作業の場所		石綿排出等作業の実施の期間	年 月 日～ 年 月 日	対象建築物の名称及び使用箇所	見取図のとおり	対象建築物の使用面積	m ²	石綿排出等作業の方法	川紙のとおり	石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	<table><tr><td>☐建築物</td><td>構造・階数</td><td rowspan="2">m²</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他工作物</td></tr></table>	☐ 建築物	構造・階数	m ²	☐ その他工作物		施主者の氏名又は名称	氏名	届出をする者の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号	下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号
石綿排出等作業の名称																																																							
石綿排出等作業の場所																																																							
石綿排出等作業の実施の期間	年 月 日～ 年 月 日																																																						
対象建築物の名称及び使用箇所	見取図のとおり																																																						
対象建築物の使用面積	m ²																																																						
石綿排出等作業の方法	川紙のとおり																																																						
石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	<table><tr><td>☐建築物</td><td>構造・階数</td><td rowspan="2">m²</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他工作物</td></tr></table>	☐ 建築物	構造・階数	m ²	☐ その他工作物																																																		
☐ 建築物	構造・階数	m ²																																																					
☐ その他工作物																																																							
施主者の氏名又は名称	氏名																																																						
届出をする者の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号																																																						
下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号																																																						
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																																																						
石綿排出等作業の名称																																																							
石綿排出等作業の場所																																																							
石綿排出等作業の実施の期間	年 月 日～ 年 月 日																																																						
対象建築物の名称及び使用箇所	見取図のとおり																																																						
対象建築物の使用面積	m ²																																																						
石綿排出等作業の方法	川紙のとおり																																																						
石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要	<table><tr><td>☐建築物</td><td>構造・階数</td><td rowspan="2">m²</td></tr><tr><td colspan="2">☐その他工作物</td></tr></table>	☐ 建築物	構造・階数	m ²	☐ その他工作物																																																		
☐ 建築物	構造・階数	m ²																																																					
☐ その他工作物																																																							
施主者の氏名又は名称	氏名																																																						
届出をする者の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号																																																						
下請負人が石綿排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び住所	氏名 電話番号																																																						
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																																																						
備考 1 □のある欄には、該当する□内を印を記載してください。 2 対象建築物の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び対象建築物の使用箇所を記入してください。 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の前記事項ではありませんが、同欄に前記の事項を記載した場合には、川紙をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の12第2項第1号に掲げる事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。 4 見取図の川紙の大きさに、区画、表等や付帯図のないものを除き、日本産業規格A4としてください。 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。	備考 1 □のある欄には、該当する□内に印を記載してください。 2 対象建築物の対象となる建築物等の部分の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び対象建築物の使用箇所を記入してください。 3 参考事項の欄に掲げる事項は必須の前記事項ではありませんが、同欄に前記の事項を記載した場合には、川紙をもって、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の12第2項第1号に掲げる事項のうち石綿排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第5号までに規定する事項を記載した書類とみなします。 4 見取図の川紙の大きさに、区画、表等や付帯図のないものを除き、日本産業規格A4としてください。 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。																																																						

改正後	改正前																				
別紙	別紙																				
石綿排出等作業の方法	石綿排出等作業の方法																				
<table><tr><td colspan="2"><u>石綿含有率の測定方法及び測定結果</u> <u>石綿等の処理方法</u></td></tr><tr><td colspan="2">使用する資材及びその種類</td></tr><tr><td colspan="2">その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法</td></tr><tr><td>指示板</td><td>設置予定年月日 年 月 日</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>見取図のとおり</td></tr></table>	<u>石綿含有率の測定方法及び測定結果</u> <u>石綿等の処理方法</u>		使用する資材及びその種類		その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法		指示板	設置予定年月日 年 月 日	設置場所	見取図のとおり	<table><tr><td colspan="2"><u>石綿含有率の測定方法及び測定結果</u></td></tr><tr><td colspan="2">使用する資材及びその種類</td></tr><tr><td colspan="2">その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法</td></tr><tr><td>指示板</td><td>設置予定年月日 年 月 日</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>見取図のとおり</td></tr></table>	<u>石綿含有率の測定方法及び測定結果</u>		使用する資材及びその種類		その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法		指示板	設置予定年月日 年 月 日	設置場所	見取図のとおり
<u>石綿含有率の測定方法及び測定結果</u> <u>石綿等の処理方法</u>																					
使用する資材及びその種類																					
その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法																					
指示板	設置予定年月日 年 月 日																				
設置場所	見取図のとおり																				
<u>石綿含有率の測定方法及び測定結果</u>																					
使用する資材及びその種類																					
その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法																					
指示板	設置予定年月日 年 月 日																				
設置場所	見取図のとおり																				
備考 1 この様式は石綿排出等作業ごとに作成してください。 2 その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、 <u>大気汚染防止法施行規則別表第7-2第3項の第4号</u> <u>第3項</u> に規定する「同等以上の効果を得る措置」の内容等を記載してください。 3 幕等の設置状況、湿法化及び手作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。	備考 1 この様式は石綿排出等作業ごとに作成してください。 2 その他の石綿の排出又は飛散の抑制方法の欄には、 <u>大気汚染防止法施行規則別表第7-2第3項の第4号</u> <u>第3項</u> に規定する「同等以上の効果を得る措置」の内容等を記載してください。 3 幕等の設置状況、湿法化及び手作業の実施状況を示す見取図を添付してください。見取図は、主要寸法を記入してください。																				

改正後	改正前																																																
第25号様式の 4	第25号様式の 4																																																
石綿濃度測定計画届出書	石綿濃度測定計画届出書																																																
年 月 日	年 月 日																																																
(宛先) 川崎市長	(宛先) 川崎市長																																																
郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)																																																
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。																																																
<table><tr><td>特定工事の名称</td><td></td></tr><tr><td>特定工事の場所</td><td></td></tr><tr><td>特定建築材料の使用面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>特定禁止建築材料の使用面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>測定実施予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>測定場所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>特定禁止建築材料の使用場所及び測定実施予定年月日</td><td>特定禁止建築材料の使用場所：見取図のとおり 測定実施予定年月日：年 月 日～年 月 日（ 日）</td></tr><tr><td>測定場所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>測定実施予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>測定場所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>測定を実施する者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称 電話番号</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	特定工事の名称		特定工事の場所		特定建築材料の使用面積	m ²	特定禁止建築材料の使用面積	m ²	測定実施予定年月日	年 月 日	測定場所	見取図のとおり	特定禁止建築材料の使用場所及び測定実施予定年月日	特定禁止建築材料の使用場所：見取図のとおり 測定実施予定年月日：年 月 日～年 月 日（ 日）	測定場所	見取図のとおり	測定実施予定年月日	年 月 日	測定場所	見取図のとおり	測定を実施する者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号	<table><tr><td>特定工事の名称</td><td></td></tr><tr><td>特定工事の場所</td><td></td></tr><tr><td>石綿含有建築材料の使用面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>石綿禁止建築材料の使用面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>測定実施予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>測定場所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>石綿禁止建築材料の使用場所及び測定実施予定年月日</td><td>石綿禁止建築材料の使用場所：見取図のとおり 測定実施予定年月日：年 月 日～年 月 日（ 日）</td></tr><tr><td>測定場所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>測定実施予定年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>測定場所</td><td>見取図のとおり</td></tr><tr><td>測定を実施する者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称 電話番号</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	特定工事の名称		特定工事の場所		石綿含有建築材料の使用面積	m ²	石綿禁止建築材料の使用面積	m ²	測定実施予定年月日	年 月 日	測定場所	見取図のとおり	石綿禁止建築材料の使用場所及び測定実施予定年月日	石綿禁止建築材料の使用場所：見取図のとおり 測定実施予定年月日：年 月 日～年 月 日（ 日）	測定場所	見取図のとおり	測定実施予定年月日	年 月 日	測定場所	見取図のとおり	測定を実施する者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号
特定工事の名称																																																	
特定工事の場所																																																	
特定建築材料の使用面積	m ²																																																
特定禁止建築材料の使用面積	m ²																																																
測定実施予定年月日	年 月 日																																																
測定場所	見取図のとおり																																																
特定禁止建築材料の使用場所及び測定実施予定年月日	特定禁止建築材料の使用場所：見取図のとおり 測定実施予定年月日：年 月 日～年 月 日（ 日）																																																
測定場所	見取図のとおり																																																
測定実施予定年月日	年 月 日																																																
測定場所	見取図のとおり																																																
測定を実施する者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号																																																
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																																																
特定工事の名称																																																	
特定工事の場所																																																	
石綿含有建築材料の使用面積	m ²																																																
石綿禁止建築材料の使用面積	m ²																																																
測定実施予定年月日	年 月 日																																																
測定場所	見取図のとおり																																																
石綿禁止建築材料の使用場所及び測定実施予定年月日	石綿禁止建築材料の使用場所：見取図のとおり 測定実施予定年月日：年 月 日～年 月 日（ 日）																																																
測定場所	見取図のとおり																																																
測定実施予定年月日	年 月 日																																																
測定場所	見取図のとおり																																																
測定を実施する者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号																																																
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																																																
備考 1 2回以上濃度測定を行わなければならない場合には、 <u>特定禁止建築材料の使用期間</u> の欄に測定実施予定年月日を全て記入してください。	備考 1 2回以上濃度測定を行わなければならない場合には、 <u>石綿禁止建築材料の使用期間</u> の欄に測定実施予定年月日を全て記入してください。																																																
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。	2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。																																																

改正後	改正前																												
第25号様式の 5	第25号様式の 5																												
石綿濃度測定結果報告書	石綿濃度測定結果報告書																												
年 月 日	年 月 日																												
(宛先) 川崎市長	(宛先) 川崎市長																												
郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)																												
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第2項の規定により、次のとおり報告します。	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の6第2項の規定により、次のとおり報告します。																												
<table><tr><td>測定対象の名称</td><td></td></tr><tr><td>測定対象の場所</td><td></td></tr><tr><td>測定対象の事業の実施期間（実作業日数）</td><td>年 月 日～ 年 月 日（ 日）</td></tr><tr><td>石綿濃度測定の結果</td><td>別添のとおり</td></tr><tr><td>石綿濃度測定計画提出年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>測定をした者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称 電話番号</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	測定対象の名称		測定対象の場所		測定対象の事業の実施期間（実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（ 日）	石綿濃度測定の結果	別添のとおり	石綿濃度測定計画提出年 月 日	年 月 日	測定をした者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号	<table><tr><td>測定対象の名称</td><td></td></tr><tr><td>測定対象の場所</td><td></td></tr><tr><td>測定対象の事業の実施期間（実作業日数）</td><td>年 月 日～ 年 月 日（ 日）</td></tr><tr><td>石綿濃度測定の結果</td><td>別添のとおり</td></tr><tr><td>石綿濃度測定計画提出年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>測定をした者の氏名又は名称及び連絡先</td><td>氏名又は名称 電話番号</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>担当部署 担当者氏名 電話番号</td></tr></table>	測定対象の名称		測定対象の場所		測定対象の事業の実施期間（実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（ 日）	石綿濃度測定の結果	別添のとおり	石綿濃度測定計画提出年月日	年 月 日	測定をした者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号	連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号
測定対象の名称																													
測定対象の場所																													
測定対象の事業の実施期間（実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（ 日）																												
石綿濃度測定の結果	別添のとおり																												
石綿濃度測定計画提出年 月 日	年 月 日																												
測定をした者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号																												
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																												
測定対象の名称																													
測定対象の場所																													
測定対象の事業の実施期間（実作業日数）	年 月 日～ 年 月 日（ 日）																												
石綿濃度測定の結果	別添のとおり																												
石綿濃度測定計画提出年月日	年 月 日																												
測定をした者の氏名又は名称及び連絡先	氏名又は名称 電話番号																												
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号																												
備考 1 大気中の石綿濃度の測定結果、測定位置図及び測定状況の記録を添付してください。 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。	備考 1 大気中の石綿濃度の測定結果、測定位置図及び測定状況の記録を添付してください。 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。																												

改正後	改正前												
第25号様式の 6 作業完了報告書 年 月 日 (宛先) 川崎市長 郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7の規定により、次のとおり報告します。 <table><tr><td>特定排出物の名称</td><td></td></tr><tr><td>特定排出物の場所</td><td></td></tr><tr><td>特定排出物の排出作業の完了年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 作業実施計画と実際の作業の相違点 作業実施年月日 L 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 L 石綿排出等作業実施年月日 担当部署 連絡先 担当者氏名 電話番号 備考 1 Lのある欄には、該当するL内に印を記載してください。 2 実施した特定排出物の工程の概要及び作業中の状況を確認できる書類（写真など）を添付してください。 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。	特定排出物の名称		特定排出物の場所		特定排出物の排出作業の完了年月日	年 月 日	第25号様式の 6 作業完了報告書 年 月 日 (宛先) 川崎市長 郵便番号 住 所 氏 名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の7の規定により、次のとおり報告します。 <table><tr><td>特定排出物の名称</td><td></td></tr><tr><td>特定排出物の場所</td><td></td></tr><tr><td>特定排出物の排出作業の完了年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 作業実施計画と実際の作業の相違点 作業実施年月日 L 特定粉じん排出等作業実施年月日 年 月 日 L 石綿排出等作業実施年月日 担当部署 連絡先 担当者氏名 電話番号 備考 1 Lのある欄には、該当するL内に印を記載してください。 2 実施した特定排出物の工程の概要及び作業中の状況を確認できる書類（写真など）を添付してください。 3 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。	特定排出物の名称		特定排出物の場所		特定排出物の排出作業の完了年月日	年 月 日
特定排出物の名称													
特定排出物の場所													
特定排出物の排出作業の完了年月日	年 月 日												
特定排出物の名称													
特定排出物の場所													
特定排出物の排出作業の完了年月日	年 月 日												

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止 第62条の2から<u>第62条の8</u>まで 削除 <u>（削る）</u>	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 目次 第1章～第4章 略 第5章 特定行為の制限等 第1節～第5節 略 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止（第62条の2～第62条の18） 第6章～第11章 略 附則 第5章 特定行為の制限等 第6節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止 第62条の2から<u>第62条の6</u>まで 削除 <u>（事前調査結果の届出を要する特定工事）</u> <u>第62条の7 条例第67条の2第1項に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。</u> <u>（1） 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事</u> <u>（2） 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事</u> <u>（事前調査結果届出書）</u> <u>第62条の8 条例第67条の2第1項又は第2項の規定による届出は、事前調</u>
<u>（削る）</u>	<u>第62条の8 条例第67条の2第1項又は第2項の規定による届出は、事前調</u>

改正後	改正前
(周辺住民への周知) 第62条の9 <u>条例第67条の3に規定する規則で定める特定工事は、次に掲げる特定工事とする。</u> <u>(1) 吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う特定工事</u> <u>(2) 石綿を含有する仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）及び石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材並びに石綿含有仕上塗材を除く。以下「石綿含有成形板等」という。）が使用されている建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上である解体の作業を伴う特定工事</u> <u>2</u> 条例第67条の3に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が石綿排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをいう。 第62条の10 削除 (実施の届出を要しない特定粉じん排出等作業) 第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める特定粉じん排出等作業は、<u>大気汚染防止法第2条第11項に規定する</u>特定建築材料（以下「<u>特定建築材料</u>」という。）（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。）が使用されている建築物（当該建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。）の解体の作業であって当該特定建築材料の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。	<u>査結果届出書（第25号様式の2）により行うものとする。</u> (周辺住民への周知) 第62条の9 <u>(新設)</u> 条例第67条の3に規定する規則で定める者は、建築物の全部若しくは一部を占有する者で、当該建築物の敷地の全部又は一部が石綿排出等作業を行う区域の境界線からの水平距離で20メートル以内にあるものをいう。 第62条の10 削除 (実施の届出を要しない特定粉じん排出等作業) 第62条の11 条例第67条の5第1項に規定する規則で定める特定粉じん排出等作業は、特定建築材料（石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に限る。）が使用されている建築物（当該建築物（解体の作業に係る部分に限る。）の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。）の解体の作業であって当該特定建築材料の使用面積の合計が500平方メートル以上であるもの以外のものとする。

改正後			改正前		
様式目次			様式目次		
様式番号	名称	関係条文	様式番号	名称	関係条文
1～25	略		1～25	略	
25の2	削除		25の2	事前調査結果届出書	第62条の8
25の3	石綿排出等作業実施届出書	第62条の12	25の3	石綿排出等作業実施届出書	第62条の12
25の4	石綿濃度測定計画届出書	第62条の14	25の4	石綿濃度測定計画届出書	第62条の14
25の5	石綿濃度測定結果報告書	第62条の16	25の5	石綿濃度測定結果報告書	第62条の16
25の6	作業完了報告書	第62条の17	25の6	作業完了報告書	第62条の17
26～38	略		26～38	略	

改正後	改正前																																																	
(削る)	第 2 5 号様式の 2 事前調査結果届出書 市 民 局 工 事 課 〒 1 0 0 - 8 5 0 1 千 代 田 市 千 代 田 区 千 代 田 1 - 1 - 1 (施主) 千 代 田 市 長 郵便番号 住 居 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 千 代 田 市 長 官 舎 改 修 工 事 施 工 中 止 等 生 活 困 窮 救 済 法 に 基 づ く 条 例 第 6 7 条 の 2 第 1 項 又 は 同 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、次 の と お り 届 出 せ ます。 <table><tbody><tr><td>特定工事の名称</td><td></td></tr><tr><td>特定工事の場所</td><td></td></tr><tr><td>特定工事の期間</td><td>年 月 日 至 年 月 日</td></tr><tr><td>特定工事の対象床面積</td><td>m²</td></tr><tr><td>事前調査実施日</td><td>年 月 日 至 年 月 日</td></tr><tr><td>特定建築材料の種類及び使用面積</td><td><table><tbody><tr><td>☐ 床付け石畳</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材</td><td>m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿含有生土塗材</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿含有成形板等 (詳細は別表のとおり)</td><td>m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>m²</td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td>建築物等の概要</td><td><table><tbody><tr><td>☐ 建築物</td><td>用途・用途</td></tr><tr><td></td><td>建築年月日</td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td>注文者の氏名又は名称及び連絡先</td><td><table><tbody><tr><td>☐ その他の工作物</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td>電話番号</td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td>届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先</td><td><table><tbody><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td>他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先</td><td><table><tbody><tr><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table></td></tr><tr><td>届終先</td><td><table><tbody><tr><td>担当部署</td></tr><tr><td>担当者氏名</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table> 備考 1 □のある欄には、該当する□内にシ印を記載してください。 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することになります。	特定工事の名称		特定工事の場所		特定工事の期間	年 月 日 至 年 月 日	特定工事の対象床面積	m ²	事前調査実施日	年 月 日 至 年 月 日	特定建築材料の種類及び使用面積	<table><tbody><tr><td>☐ 床付け石畳</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材</td><td>m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿含有生土塗材</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿含有成形板等 (詳細は別表のとおり)</td><td>m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>m²</td></tr></tbody></table>	☐ 床付け石畳	m ²	☐ 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材	m ²	合計	m ²	☐ 綿含有生土塗材	m ²	☐ 綿含有成形板等 (詳細は別表のとおり)	m ²	合計	m ²	建築物等の概要	<table><tbody><tr><td>☐ 建築物</td><td>用途・用途</td></tr><tr><td></td><td>建築年月日</td></tr></tbody></table>	☐ 建築物	用途・用途		建築年月日	注文者の氏名又は名称及び連絡先	<table><tbody><tr><td>☐ その他の工作物</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	☐ その他の工作物	氏名又は名称		電話番号	届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	<table><tbody><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	氏名	電話番号	他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先	<table><tbody><tr><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	氏名又は名称	電話番号	届終先	<table><tbody><tr><td>担当部署</td></tr><tr><td>担当者氏名</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	担当部署	担当者氏名	電話番号
特定工事の名称																																																		
特定工事の場所																																																		
特定工事の期間	年 月 日 至 年 月 日																																																	
特定工事の対象床面積	m ²																																																	
事前調査実施日	年 月 日 至 年 月 日																																																	
特定建築材料の種類及び使用面積	<table><tbody><tr><td>☐ 床付け石畳</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材</td><td>m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿含有生土塗材</td><td>m²</td></tr><tr><td>☐ 綿含有成形板等 (詳細は別表のとおり)</td><td>m²</td></tr><tr><td>合計</td><td>m²</td></tr></tbody></table>	☐ 床付け石畳	m ²	☐ 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材	m ²	合計	m ²	☐ 綿含有生土塗材	m ²	☐ 綿含有成形板等 (詳細は別表のとおり)	m ²	合計	m ²																																					
☐ 床付け石畳	m ²																																																	
☐ 綿を含有する断熱材、保冷材及び耐火被覆材	m ²																																																	
合計	m ²																																																	
☐ 綿含有生土塗材	m ²																																																	
☐ 綿含有成形板等 (詳細は別表のとおり)	m ²																																																	
合計	m ²																																																	
建築物等の概要	<table><tbody><tr><td>☐ 建築物</td><td>用途・用途</td></tr><tr><td></td><td>建築年月日</td></tr></tbody></table>	☐ 建築物	用途・用途		建築年月日																																													
☐ 建築物	用途・用途																																																	
	建築年月日																																																	
注文者の氏名又は名称及び連絡先	<table><tbody><tr><td>☐ その他の工作物</td><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td></td><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	☐ その他の工作物	氏名又は名称		電話番号																																													
☐ その他の工作物	氏名又は名称																																																	
	電話番号																																																	
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先	<table><tbody><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	氏名	電話番号																																															
氏名																																																		
電話番号																																																		
他の者に事前調査を委託した場合、その者の氏名又は名称及び連絡先	<table><tbody><tr><td>氏名又は名称</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	氏名又は名称	電話番号																																															
氏名又は名称																																																		
電話番号																																																		
届終先	<table><tbody><tr><td>担当部署</td></tr><tr><td>担当者氏名</td></tr><tr><td>電話番号</td></tr></tbody></table>	担当部署	担当者氏名	電話番号																																														
担当部署																																																		
担当者氏名																																																		
電話番号																																																		

改正後		改正前																																																																																																								
		付表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">使用箇所</th> <th rowspan="2">建物の種類</th> <th rowspan="2">使用面積 (㎡)</th> <th colspan="2">事前調査の方法 大気汚染防止法施行規則第16条の29</th> </tr> <tr> <th>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</th> <th>目視 □みなし □目視 □みなし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大気汚染防止法 第16条の29 第1項第1号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">大気汚染防止法 第16条の29 第1項第2号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大気汚染防止法 第16条の29 第2項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">大気汚染防止法 第16条の29 第3項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析</td> <td>目視 □みなし □目視 □みなし</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			使用箇所	建物の種類	使用面積 (㎡)	事前調査の方法 大気汚染防止法施行規則第16条の29		設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし	大気汚染防止法 第16条の29 第1項第1号				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし	合計				大気汚染防止法 第16条の29 第1項第2号				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし	合計				大気汚染防止法 第16条の29 第2項				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし	合計				大気汚染防止法 第16条の29 第3項				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし	合計			
	使用箇所	建物の種類	使用面積 (㎡)					事前調査の方法 大気汚染防止法施行規則第16条の29																																																																																																		
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
大気汚染防止法 第16条の29 第1項第1号				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
	合計																																																																																																									
大気汚染防止法 第16条の29 第1項第2号				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
	合計																																																																																																									
大気汚染防止法 第16条の29 第2項				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
	合計																																																																																																									
大気汚染防止法 第16条の29 第3項				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
				設計図書等 □分析 □設計図書等 □分析	目視 □みなし □目視 □みなし																																																																																																					
	合計																																																																																																									
		備考 1 特定工場の対象となる建築物等の単体の見取図を添付し、見取図は、主要寸法及び特定建築物の料の使用箇所を記入してください。 2 指定の用紙で書ききれない場合は、2以上の表を作成してください。また、その場合の合計の欄は、最後の表に記入されているものとします。																																																																																																								